明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二一三）　一
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**七四七）　五
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**七四八）　五
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された大韓民国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**経済産業**七七）　六
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州共同体委員会の標章を指定した件（**同**七八）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州石炭鉄鋼共同体の標章を指定した件（**同**七九）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州経済共同体の標章を指定した件（**同**八〇）　九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合安全保障研究所の標章を指定した件（**同**八一）　九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際海洋法裁判所の標章を指定した件（**同**八二）　一〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された地中海のための連合の標章を指定した件（**同**八三）　一〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**五九七）　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の措置を行うべき旨の公告関係　三六
会社その他
会社決算公告　四